

平成 27 年 10 月 22 日

## 法科大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大 学 基 準 協 会  
法 科 大 学 院 基 準 委 員 会  
委 員 長 片 山 直 也

本協会の法科大学院基準（改定案）に対して、本協会正会員大学、法科大学院及び関係機関より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

つきましては、この度の意見募集の結果を以下の通り公表いたします。

### 【意見募集の概要】

1	案 件 名	法科大学院基準（改定案）に対するご意見について
2	意 見 募 集 期 間	2015（平成 27）年 7 月 1 日（水）～7 月 31 日（金）
3	意 見 提 出 者 数	2 名及び 6 団体
4	内容別にみた意見件数	14 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

法科大学院基準（改定案）への意見に対する対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>1 理念・目的及び教育目標（5頁）</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>「理念…教育目標が設定され」の「…教育目標が」と「設定され」の間に次の文言を挿入。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」の趣旨・語句を用いて</p> </div> <p>理由：法科大学院は、「21世紀の司法を担う法律家の質と量を確保する上で従来の制度では不十分であるとの認識に立って作られ」たところ、課程を経て法曹となった近年の新しい実務家の中に職業的倫理観が保たれていないとの指摘が各方面から行なわれています。これを克服することは急務。そもそも法曹の職業的倫理観の基本は「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」（「弁護士法」第1条、検察庁検察の理念、「刑事訴訟法」第1条に共通する法曹に求められる素養）ことにあります。そこで、各法科大学院の理念・目的及び教育目標の中には必ずこの趣旨・語句を用い、法科大学院生が、学修・学習と全人発達する過程において、常にこれを振り返ることができるようにすること。その上に立って、常に、高い職業的倫理観、使命感、誇りを持つことを要請していくことが必要と考えられるからです。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>ご意見にある「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」につきましては、法科大学院基準委員会といたしましても、その重要性は認識しておりますが、「1 理念・目的及び教育目標」の本文全体にその趣旨が含意されているものと考えておりますので、このことをご理解いただきたく存じます。</p>
2	<p>&lt;基準項目&gt;</p>	<p>【修正前】</p>	<p>ご意見を踏まえまして、評価の視</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>2 教育内容・方法・成果  (1) 教育課程・教育内容  評価の視点2-17 (10 頁)</p> <p>&lt;意見&gt;  当該基準項目は文部科学省告示に根拠を置く、「法令等の遵守に関する事項」であるが、「告示第53号」第7条には「1年」とあるところ、「評価の視点」2-17では「年次」という、別の語を用いておられる理由が不明である。念のため付言すれば、留年したため、一つの年次に数年間にわたって在籍するケースもあることから、「1年」と「年次」が異なることは明らかである。また貴協会の当該基準を文字通り読めば、例えば留年した者が旧年度中「1年」間、上限ギリギリ36単位を履修登録していた場合、今後もはや履修登録できないことになる。</p>	<p>「2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（標準36単位）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。」</p> <p>【修正後】  「2-17 学生が各年次において履修科目として<u>1年間に登録すること</u>のできる単位数の上限が、法令上の基準（標準36単位）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。」</p>	<p>点の趣旨が明確となるよう、左記の通り、一部修正を行うことといたします。</p>
3	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育内容・方法・成果  (1) 教育課程・教育内容  評価の視点2-17 (10 頁)</p> <p>&lt;ご意見&gt;  履修科目の登録上限の留意事項(1)、(2)の「1・2年次に最大10単位の増加措置が講じられている」に関して「44単位を上限とする」との記載についてについて判りにくい表現であると思います。上限を</p>	<p>修正なし。</p>	<p>いただきましたご意見の通り、評価の視点2-17の【留意事項】は、些か分かりにくい表現となっている部分もありますが、現在の表現であっても、各年次の履修登録上限単位数を44単位として明示していることから、1・2年次に最大10単位の増加措置が講じられている場合、年次ごとの増加分が8単位を上限とするということは認識可能で</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>定めていることは良いことですが、1年次、2年次における取得可能な単位数は36単位であり、そこに最大限10単位の増加が可能であるとの記載について、「ただし、8単位／年次までである」の様な表現を明記する必要があるのではないのでしょうか。</p>		<p>あり、また、新たな文言を追加することで【留意事項】がより複雑化することも懸念されたことから、法科大学院基準（改定案）の表現としたことをご理解いただきたいと存じます。</p>
4	<p>＜基準項目＞</p> <p>3 教員・教育組織</p> <p>評価の視点3-3【留意事項】(1)(20頁)</p> <p>＜ご意見＞</p> <p>(1)に③として次の段落を追加。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③司法試験の各専門科目に関する得点について、法科大学院生の最終合格につながらない結果が二乃至三回の司法試験を経て連続する場合は、当該研究者教員配置の継続を大学において検討、判断する。</p> </div> <p>理由：法科大学院制度の現状について、司法試験合格率の低迷、教育の質の格差、入学志願者の急減などの問題点が指摘されています。「法科大学院創設当初、新制度への期待などから74校に及ぶ多数の法科大学院が設置され、入学者数も5,784人(平成18年度)にまで及びました。そのため、修了者の7～8割をめざすとされていた司法試験合格率が低迷し、平成23年度は単年度で23.5%にまで低下」(日本弁護士連合会)しています。その結果、2015年度の法科大学院生募集を停止した大学</p>	修正なし。	<p>司法試験の合格状況につきましては、評価の視点2-42において教育成果の検証の観点から評価を行うこととしております。</p> <p>そこでは、司法試験の合格状況を把握・分析し、その結果を受けて、教育内容・方法の恒常的な改善に結びつけるための組織的な対応を求めており、自己点検・評価やFD等を活用することが期待されております。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>は 20 校にも上りました（信州大、龍谷大、鹿児島大を含む。2015 年からは 13 校。それ以前からが 7 校）。そうして、基本的人権を擁護することなどを胸に法曹をめざし、「70～80 パーセントは合格できる」との口約束のもとに入学してきた数万人の学生が羊頭狗肉の憂き目に遭うという悲劇が生まれています。</p> <p>一方、先端科目や法曹倫理等を履修するとともに、法律相談や交渉等の場で活かされるコミュニケーション、プレゼンテーション能力や、判例・法律文献のリーサーチ技術など、従来の試験制度では測れない能力獲得を視野にした教育制度のメリットには大きなものを期待することができます。しかし他方では、肝心の司法試験に合格しない実態があること。合格のためには予備校をダブルスクールすることまでが常識とされる（本来の法曹養成の根幹、司法試験合格を保証する役割を欠く）にまで至っていることを考え合わせると、法科大学院存続乃至教員の配置において試験合格（数・率）そのものを指標の一つとすることが必須の事柄と考えられるからです。</p> <p>* 法科大学院で素養とリーガルマインドに近いものを身に付けながら、知識と解答技術のために受験産業を並行して活用することによって漸く試験合格が果たされる。こういった現状を改革していくためには、法科大学院における研究者教員の配置を大学院において、ひいては当該大学院設置継続如何を文部科学大臣におかれて、正面から検討頂くことが必要となるものと考え次第でございます。</p>		
5	<基準項目>	修正なし。	現行の法科大学院基準において、

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>3 教員・教員組織 評価の視点3-7 (22頁)</p> <p>&lt;ご意見&gt; 評価の視点3-7に「法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されているか。」とあるが、「法律実務基礎科目について、実務経験のある専任教員が適切に配置されているか。」と修正すべきである。</p> <p>【理由】 ご承知のとおり、多くの法科大学院に裁判官が実務家教員として派遣されており、みなし専任となっている例もあるが、刑事系科目を中心に非常勤講師となっている例が多く見られる。また、弁護士が非常勤講師となる例も多いが、弁護士や裁判官の非常勤講師は、法律実務基礎科目について、十分な質の授業を提供していると考えている。法律実務基礎教育の質という観点からすれば、当該実務家教員が「専任」であるかどうかは、あまり関係がないように思われる。例えば、法律実務基礎科目のうち、主要な科目である刑事実務基礎について、教員を裁判官と弁護士の非常勤講師で構成した場合、「専任」を挿入する修正を施した視点3-7によると、教育の質という観点から問題がなかったとしても、「問題点」の指摘を受けることになる。</p> <p>もっとも、視点3-7は、「専任教員の分野構成、科目配置」についての評価の視点であり、専任教員のことだけを取り扱っている視点の</p>		<p>大項目「3 教員・教員組織」は、専ら専任教員を評価の対象としており、評価の視点3-7が配置される項目名に関しましても「専任教員の分野構成、科目配置」としておりました。このことから、今回の改定に際しましては、上記の項目名との表現の統一を図り、当該評価の視点の規定がより明確となるよう、「教員」という表現から「<u>専任教員</u>」に修正を行ったものであります。</p> <p>また、当該評価の視点は、実務経験のない研究者教員のみが法律実務基礎科目の授業を担当することは問題であるという趣旨を規定したものであり、従前の評価においても、法律実務基礎科目に実務経験のない専任教員を配置したことを問題点とする指摘がなされてきました。</p> <p>さらに、当該評価の視点の「主要な科目」につきましては、確かに「民事実務基礎」や「刑事実務基礎」といった科目も含まれておりますが、これらの科目に対して、専任の実務家教員を必ず配置しなければなら</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>ようにも解され、そのような趣旨から、「専任」を挿入するとの修正をしたことも考えられる。ただ、そうであるとすれば、法律実務基礎科目のうちの主要な科目（民事実務基礎及び刑事実務基礎と理解している。）に、実務家の専任教員を必ず配置しなければならないというのは、上記で指摘した点に照らし、強すぎるように感じられる。むしろ、視点3-7については、視点3-6の書きぶりと同様に平仄を合わせ、「法律実務基礎科目について、実務経験のある専任教員が適切に配置されているか。」とする方がよいように思われる（この場合には、上記で指摘した例のように刑事実務基礎を非常勤講師だけで担当しても、「問題点」の指摘を受けることはないと思われる。）。</p>		<p>ないということまでは求めておりません。このことは、例えば、特定の科目に対する専任教員の配置について規定した評価の視点3-5や3-6のように、「法律基本科目の各科目」といった具体的な科目を指す表現を用いていないことからご理解いただけるものと思われま</p> <p>すが、いたしまして、評価の視点3-7につきましては、法科大学院基準（改定案）のままであっても、ご意見に配慮した適切な評価が可能となるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
6	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 学生の受け入れ 評価の視点4-5（25頁）</p> <p>&lt;ご意見&gt;</p> <p>【留意事項】に「適性試験の得点下位15%に属する者を受け入れないこと」とありますが、そうした線引きの合理性を全面的に否定するものではないものの、それを絶対的基準としてしまうことには賛成しかねます。</p>	<p>【修正前】 「<u>適性試験の得点下位15%に属する者を受け入れないことをあらかじめ公表し、該当者を受け入れていないことに留意する。</u>」</p> <p>【修正後】 「<u>適性試験の得点下位15%を基本とした最低基準点を下回る者を受け入れないことをあらかじめ公表し、該当</u></p>	<p>評価の視点4-5の【留意事項】において、志願者の個別の事情に応じ、例外的に最低基準点を下回るものを受け入れる取扱いを認めていくことは、【留意事項】そのものの意味が失われることにつながりかねません。したがって、当該【留意事項】につきましては、個々の事情に関わらず、一律に適用されるべきものであると考えております。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>なぜなら、適性試験については、現在、文部科学省の中央教育審議会（法科大学院特別委員会）において、未修者も含めて廃止するなど抜本的な見直しが必要ではないかなどの様々な意見が出され、さらなる検討が続けられているという流動的な状況にあるうえ、つぎのような本学独自の理由があります。すなわち、本学は、未修者コースのみを設置し、他学部出身者や有職社会人を広く受け入れて「ハイブリッド法曹の養成」を理念とした法科大学院教育に取り組んでおりますが、法曹としての多様性を確保するうえで適性試験が抑制的に働くことは否めませんので、これまで、下位 15%に属する入学希望者を受け入れないことを原則としつつも、多様な人材を法曹界に送り込み、「法の支配」の理念を貫徹しようとする法科大学院制度の趣旨に鑑みて、それにふさわしい人材であれば、下位 15%でも例外的に受け入れる余地を残す取扱いが必要であると考えております。実際に、弁理士や医師といった専門家や国家公務員などが下位 15%に期せずして入ってしまった例が散見されます。</p> <p>以上より、「適性試験の得点下位 15%に属する者」を画一的に受け入れ不可とするのではなく、多様な人材を法曹会に送り込むという法科大学院制度の趣旨から一定の例外を許容する基準が望ましいものと考えます。</p> <p>なお、この新基準が確定した場合においては、本学として、その新基準に従うことはいうまでもありません。</p>	<p>者を受け入れていないことに留意する。」</p>	<p>しかし、第 6 回法科大学院基準委員会において、【留意事項】の文言等に関し、別途改めて審議を行った結果、法科大学院を取り巻く現状に鑑み、左記の通り、一部修正を行うことといたしました。</p>
7	<基準項目>	修正なし。	法学既修者認定につきましては、

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>4 学生の受け入れ 評価の視点4-6【留意事項】(2)①(25頁)</p> <p>&lt;ご意見&gt; 単位の増加措置の有無にかかわらず、もっぱら法学未修者への教育上の配慮から学年配当が2年次とされているものについては、認定科目の対象とすべきである。</p>		<p>法学未修者1年次の教育課程を短縮するという制度趣旨に基づき、法学未修者1年次に配当の法律基本科目群の必修科目のみを対象とすることを定め、厳格な運用を求めています。</p> <p>ただし、今回の平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」によって、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1・2年次に最大10単位の増加措置を講じている場合には、その趣旨に照らして、2年次の増加分に限り、極めて例外的に、認定科目として取り扱うことが妥当なものであると判断し、法科大学院基準(改定案)の内容の規定とした次第です。ご理解のうえ、必要に応じて、適切にご対応いただきたいと存じます。</p>
8	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>4 学生の受け入れ 評価の視点4-9【留意事項】(27頁)</p>	修正なし。	<p>評価の視点4-9の【留意事項】の競争倍率2倍を下回る状況が見られる場合には、やはり、競争性が確保された入学者選抜が十分に機</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>&lt;ご意見&gt;</p> <p>入学者選抜における競争倍率2倍を評価の基準とすべきではない。競争倍率2倍を境として入学者の質が下がるというような科学的な根拠はない。また、他分野の大学院、専門職大学院でこのような基準が評価基準とされているものはない。</p>		<p>能しているとはいいがたく、入学者の質の確保への影響が懸念されることから、入学者選抜の実施状況をより重点的に確認していく必要があるとの結論に至った次第です。</p>
9	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>学生の受け入れ</p> <p>評価の視点4-13 (27、28頁)</p> <p>&lt;ご意見&gt;</p> <p>これは「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令(平成27年文部科学省令第16号)」を踏まえた評価の視点の修正と承知している。他の、評価の視点2-42、4-9がレベルI○であるのに比べ、4-13は◎となっている。確かに、4-13についてのみ、「大学院」第10条があるわけであるが、省令の遵守という観点では同列のはずである。その点はどうのように判断されるのか(例えば、2-42、4-9で「問題点」レベルの事象(5年3回違反したが改善傾向にある等)でも、4-13の場合は「勧告」が原則となるのか)。</p>	修正なし。	<p>評価の視点4-13の根拠法令である大学院設置基準第10条は、法科大学院が遵守すべき法令であることから、レベルI◎の評価の視点として分類しております。</p> <p>他方において、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令(平成27年文部科学省令第16号)」(以下「細目省令」という。)につきましては、認証評価機関が遵守すべき法令であることから、評価の視点の分類に関わる根拠法令には当たりません。</p> <p>したがって、評価の視点2-42及び4-9につきましては、レベルI◎ではなく、レベルI○の評価の視点として、分類しております。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
10	<p>&lt;基準項目&gt; 学生の受け入れ 評価の視点4-13【留意事項】(1)(27、28頁)</p> <p>&lt;ご意見&gt; 留意事項(1)で「入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率が、過度の超過(10%以上)、又は過度の不足(50%以上)となっていないこと」とある。これは、「入学定員に対する入学者数比率が過度の不足(50%以上)」、または「収容定員に対する在籍学生数比率が過度の超過(10%以上)」ということか。</p>	<p>【修正前】 「(1) 入学定員に対する入学者数比率、<u>収容定員に対する在籍学生数比率</u>が、過度の超過(10%以上)、又は過度の不足(50%以上)となっていないこと。」</p> <p>【修正後】 「(1) 入学定員に対する入学者数比率と<u>収容定員に対する在籍学生数比率</u>が、<u>それぞれ過度の超過(10%以上)</u>、又は過度の不足(50%以上)となっていないこと。」</p>	<p>当該評価の視点の【留意事項】では、いただいたご意見の趣旨とは異なり、入学定員及び収容定員の双方に対して、定員の過度の不足又は過度の超過が生じていないかということを規定しております。</p> <p>また、上記の趣旨がより明確となるよう一部表現の修正を行うことといたします。</p>
11	<p>&lt;基準項目&gt; 学生の受け入れ 評価の視点4-13(27、28頁)</p> <p>&lt;ご意見&gt; 留意事項(1)で「収容定員に対する在籍学生数比率」「過度の超過(10%以上)」は、省令を踏まえた修正ではないと考えているが、この点については、他の3要件と異なった配慮があつてしかるべきと史料する。また、10%という上限は厳格すぎると考える。例えば、入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率を書き分け</p>	<p>修正なし。</p>	<p>評価の視点4-13の定員の超過に関する【留意事項】につきましては、現行の法科大学院基準においても設定されているものです。</p> <p>これは、定員を超過した場合には、教員数との関係等から、教育の質の低下に直結するおそれがあり、その重要性に鑑み、一定の判断基準が必要であるとの考えに基づき、設定されたものです。</p> <p>ただし、実際の評価に際しては、</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>たうえで、「収容定員に対する在籍学生数比率の過度の超過になっているかは、各法科大学院の特性や解消の素力を総合的に判断する。ただし、20%を超える場合は原則として過度の超過とする。」などの表現とすべきではないか。</p>		<p>各法科大学院の事情等（例えば、長期履修制度を導入しているなど）に配慮した運用を行っております。</p>
12	<p>&lt;基準項目&gt; 4 学生の受け入れ 評価の視点4-13（27、28頁）</p> <p>&lt;ご意見&gt; ・大学院設置基準10条3項によれば、法科「大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」、と規定されている。この規定のもとで、定員超過によって教育環境が損なわれると評価されることはいうまでもないが、反対に、入学定員や収容定員を充足しないか、または定員数を低く抑えているために学生が少数であることによって、当然に教育環境が損なわれると評価することはできないし、まして、そのような事態をもって「収容定員に基づき適正に管理」することを義務付けている大学院設置基準が遵守されていないものとただちに評価することはできないと考える。50%以上の定員充足の不足、または、10人未満の入学者数を、上記規定にいう「教育研究にふさわしい環境の確保」ができていないものと評価する根拠が不明である。</p>	修正なし。	<p>評価の視点4-13の【留意事項】に関して、入学者数が10名を下回った場合には、やはり、教育組織として規模が小さくなり過ぎているといわざるをえず、法科大学院としての適切な教育環境の確保への影響が懸念されることから、各法科大学院の個別の事情を勘案しながら、定員管理の状況をより重点的に確認していく必要があるとの結論に至った次第です。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>・学生の学習進度をふまえた懇切丁寧な教育、特に、多様なバックグラウンドを有する社会人の教育に関しては、個々の学生に応じた学習指導が重要であり、少人数であることで教育効果が高まるともいえる。</p>		
13	<p>&lt;基準項目&gt; 基準全体に関わる内容</p> <p>&lt;ご意見&gt; 法科大学院基準の基準項目に内部質保障制度に関するものが見当たりません。項目として新たに設ける必要があるのではないのでしょうか。</p>	修正なし。	<p>ご指摘の通り、内部質保証という表現を用いた項目はないものの、例えば、評価の視点8-1、8-2等の基準において、各法科大学院の自己点検・評価の有効性に関する評価を実施しております。</p> <p>ただし、この点につきましては、本協会の基準全体に関わる重要な部分となりますので、今後上部の会議体において、引き続き検討を重ねて参ります。</p>
14	<p>&lt;基準項目&gt;</p> <p>2 教育内容・方法・成果 (3) 成果 評価の視点2-42 (18頁)</p> <p>4 学生の受け入れ 評価の視点4-9 (26頁)</p>	修正なし。	<p>本協会の法科大学院認証評価における適格判定の判断基準につきましては、法科大学院基準(改定案)4頁において「法科大学院の認証評価の結果は、『勧告』の状況を総合的に判断し、教育の質に重大な欠陥が認められた場合は、認定を否と」することとしております。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>4 学生の受け入れ 評価の視点4-13 (27頁)</p> <p>&lt;ご意見&gt;</p> <p>これらの項目は、平成年4月1日付で改正された学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）及び細目省令の施行等に関する同年3月31日付けの文部科学省高等教育局長通知（以下「局長通知」という）を受けて改定されたものと思われるが、細目省令及び局長通知の趣旨が正しく反映されていないと思われる。</p> <p>細目省令及び局長通知においては、「入学者の質の保証」、「入学定員の適正な管理」、「教育活動の実施状況及びその成果」について客観的指標を活用し、これらの指標が水準を下回った場合には、教育の質について深刻な課題があることを強く類推させるものであることから、特段の考慮すべき事情が存在しない限り適格認定を与えるべきではなく、仮に適格認定を与える場合には強い説明責任が求められるとしている。今回の改定案では、いずれの項目についても客観的指標が水準を下回っていないかに留意するとのみ記載されているが、細目省令の改正や局長通知の趣旨を踏まえ、客観的指標が水準を下回った場合には原則として適格認定を与えないという評価の方向性について基準の中で明確にすべきである。</p> <p>また、評価の対象についても、細目省令の改正により新たに評価を行うこととされた「入学者の能力の評価」、「入学定員の適切な設定」、</p>		<p>今回の基準の改定に際しては、こうした適格判定の判断基準を踏まえ、評価の視点2-42、4-9及び4-13を、それぞれレベルI◎又はレベルI○として分類いたしました。レベルI◎は、法令等の遵守に関する事項であり、レベルI○は、本協会が法科大学院に求める基本的事項であることから、それぞれの評価の視点に関し、重大な問題がある場合には「勧告」を付すこととなっております。</p> <p>また、上記3つの評価の視点においては、ご意見にあります通り、細目省令及びその運用に関わる平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」の内容に基づき、数値指標に関する【留意事項】を設定いたしました。確かに、規定の名称が留意</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>「教育活動の成果及び当該成果につながる教育活動の実施状況」が、評価の対象となっていることが明確に読みとれるような記載とすべきである。</p>		<p>事項であり、いずれの表現も「留意する」となっておりますが、現行の【留意事項】につきましては、成績評価に関する評価の視点2-32や入学者選抜に関する評価の視点4-6等のように、法科大学院の重要な要素について規定したものとなっております。そして、これに抵触した場合には、重大な問題として「勧告」が付され、最終的に基準に適合していないという判定がこれまでも多くなされております。</p> <p>したがって、このような基準の設定方法に基づき、評価を実施することで、客観的指標が水準を下回った場合に、原則として適格認定を与えないという評価の方向性は、自ずと明らかになるものと考えております。</p> <p>なお、実際に認証評価を実施する際には、適切な運用となるよう心掛けて参ります。</p>

以上